

一般社団法人栃木県解体工事業協会広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人栃木県解体工事業協会ホームページ(以下、「協会ホームページ」という。)を広告媒体として活用するための取扱いを定め、協会活動の向上及び業界の活性化を図ることを目的とする。

(広告の範囲及び種類)

第2条 協会ホームページに掲載する広告の種類はバナー広告とする。

(広告掲載の位置)

第3条 広告を掲載する位置は協会ホームページのトップページで、協会が指定する位置とする。

(広告の枠数、規格及び掲載料)

第4条 広告の枠数、規格及び掲載料は別表第1とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は1年単位とし、連続して掲載出来るものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第6条 協会は、協会ホームページにより広告掲載希望者を公募する。

(広告掲載の申し込み)

第7条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、協会ホームページバナー広告掲載申込書を協会に提出しなければならない。

(広告掲載の方法)

第8条 広告掲載の順位は、原則として申し込みを受け付けた順とする。

(広告掲載等の決定等)

第9条 協会は、前条の申込書を受理したときは、理事会で掲載の可否を決定し、一般社団法人栃木県解体工事業協会広告掲載・不掲載決定通知書により、申込者にその旨を通知しなければならない。

2 協会は、必要があると認めるときは、申込者に広告案の修正を求めることが出来る。

(広告掲載料の納入)

第10条 広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、前条の規定による広告掲載決定後、速やかに協会の発行する請求書により、広告掲載料を納入するものとする。

(広告原稿の作成・提出)

第11条 広告主は、協会が指定する方法により広告原稿を作成するものとし、協会が指定した期日までに提出するものとする。

(広告の表現方法)

第12条 利用者に適切な閲覧環境を提供するため、別表第2に掲げる事項を遵守するものとする。

(変更の指示)

第13条 協会が掲載中のバナー広告のリンク先のホームページ内容が要綱等に違反し適当でないと認めるときは、広告主に対しその変更を求めるものとし、広告主がこれに従わなければならない。

(広告等の変更)

第14条 広告主は、バナー広告の画像もしくはリンク先を変更し、又はリンク先のホームページの内容を大幅に変更するときは、事前に内容の変更を協会に提出し、その承認を得なければならない。

2 協会は、前項の内容が要綱に照らして適当でないと認めたときは広告主に変更を求めるものとし、広告主は、これに従わなければならない。

(広告掲載の取り消し)

第15条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、事前の催告を経ることなく広告掲載を一時停止し、又は契約を解除することが出来る。

- (1) 広告主が指定する期日までに掲載するバナー広告の提出がない時。
- (2) 広告主が第13条及び第14条の協会の指示に従わないとき。
- (3) 広告主が指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (4) 広告主が一般社団法人栃木県解体工事業協会の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (5) 広告主が社会的信用を著しく失墜するような行為をしたとき。
- (6) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (7) 協会の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

2 広告主は、60日前までに書面によって協会に申し出ることにより、この契約を解除することが出来る。

(広告掲載料の返還)

第16条 広告掲載料は返還しない。ただし、協会の都合により広告が掲載出来なくなったときは返還することが出来る。

(免責事項)

第17条 広告主は、以下の事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告掲載中止による広告掲載料の返還、損害の補償等を協会に請求しないこととする。

- (1) サーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止
- (2) 火災及び地震、水害、落雷等の天災、悪意を持つ第三者によるサーバー・コンピューターへの不正アクセス、通信回線等の事故・障害による停止

(補足)

第18条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は理事会が定める。

附則

この要綱は、令和4年8月1日から実施する。

別表第 1

・掲載規格及び掲載料

規格	期間	掲載料(協会員)	掲載料(協会員外)
通常サイズ 幅 220 ピクセル×高さ 100 ピクセル JPG、PNG ファイル	1 年	33,000 円 (税込)	66,000 円 (税込)
大サイズ 幅 452 ピクセル×高さ 100 ピクセル JPG、PNG ファイル	1 年	55,000 円 (税込)	110,000 円 (税込)

別表第 2

・表現方法の順守事項

- ・なるべく会社名のみとする。
- ・文字色と背景色のコントラストを十分に確保するとともに、文字背景に画像や写真を使用する場合は、文字の周囲を縁取るなど、文字を読みやすくする処理を行うこと。